

令和2年度 石垣市職員採用候補者選定試験案内

第一次試験日	令和2年9月20日（日）
受付期間	令和2年7月20日（月）～8月3日（月）
※問い合わせ先	石垣市総務部総務課 〒907-8501 石垣市美崎町14番地 TEL 0980-82-1216（直通） FAX 0980-83-1427

1 試験区分、採用予定者数及び職務内容

試験区分	採用予定数	職務内容
行政職 （上級・中級・初級） （臨床心理士対象） （身体障がい者対象）	各若干名	市長部局、各部局において行政事務全般に従事します。
土木技術職		市長部局、各部局において土木等事務に従事します。
建築技術職		市長部局、各部局において建築等事務に従事します。
保健師職		市長部局において保健業務及び行政事務に従事します。
保育教諭職		各幼稚園、各保育所及び認定こども園において幼稚園教育業務及び保育業務に従事します。
消防職		消防本部、消防署において消防業務に従事します。

2 受験資格

試験区分	受験資格	
行政職	上級	① 昭和55年4月2日から平成11年4月1日までに出生した者
	中級	① 昭和55年4月2日から平成13年4月1日までに出生した者 <u>ただし、以下の者を除く</u> ア. 大学在学4年次以上の者又は卒業した者 イ. アと同等以上の学力があると認められる者（※注1）
	初級	① 昭和55年4月2日から平成15年4月1日までに出生した者 <u>ただし、以下の者を除く</u> ア. 大学（短期大学を含む）在学2年次以上の者又は卒業した者 イ. 高等専門学校卒業見込みの者又は卒業した者 ウ. イと同等以上の学力があると認められる者（※注2）
	臨床心理士対象	① 昭和55年4月2日以後に出生した者 ② 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者
	身体障がい者対象	① 昭和55年4月2日から平成15年4月1日までに出生した者 ② 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1～6級までの者 ③ 介護者なしに職務遂行が可能な者

土木技術職	① 昭和55年4月2日から平成15年4月1日までに出生した者 ② 以下のいずれかの要件を満たしている者 ア. 学校教育法に定める大学院、大学、短期大学、修業年限が2年以上の専修学校、高等専門学校、高等学校等の学校、もしくは、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発（短期）大学校で、土木に関する専門課程を履修した者又は令和3年3月31日までに履修見込みの者 イ. 土木施工管理技士等の資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格取得見込みの者
建築技術職	① 昭和55年4月2日から平成15年4月1日までに出生した者 ② 以下のいずれかの要件を満たしている者 ア. 学校教育法に定める大学院、大学、短期大学、修業年限が2年以上の専修学校、高等専門学校、高等学校等の学校、もしくは、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発（短期）大学校で、建築に関する専門課程を履修した者又は令和3年3月31日までに履修見込みの者 イ. 建築施工管理技士等の資格を有する者又は令和3年3月31日までに資格取得見込みの者
保健師職	① 昭和55年4月2日以後に出生した者 ② 保健師免許を有する者又は令和3年3月31日までに免許取得見込みの者
保育教諭職	① 昭和55年4月2日以後に出生した者 ② 保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者又は令和3年3月31日までに資格・免許取得見込みの者
消防職	① 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに出生した者 ② 普通自動車免許所持者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者 ③ 視力（矯正視力含む）は両眼で0.7以上、一眼がそれぞれ0.3以上、色覚正常、その他身体が業務遂行に支障のない者 ④ 聴力が左右ともに正常であること ⑤ 採用後に大型自動車免許を取得することができる者

※注1 「同等以上の学力があると認められる者」とは

学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年生大学を卒業した者などがこれにあたる。

※注2 「同等以上の学力があると認められる者」とは、下記の者等がこれにあたる。

- (1) 学校教育法に定める専修学校のうち、修業年限が2年以上で、かつ、1,600 時間以上の授業の履修を義務付けている過程を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者

○ 行政職の受験資格早見表

○:受験可能 ×:受験不可

試験区分	上級	中級	初級
最終学歴	22歳～40歳	20歳～40歳	18歳～40歳
大学卒以上	○	×	×
短大卒・専門学校卒	○	○	×
高校卒・中学卒	○	○	○

3 受験資格における住所要件

令和2年8月3日現在石垣市に住民登録され、引き続き住所を有する者。

ただし、以下の者については、採用時に石垣市に住民登録を行うことを条件として、受験資格を認める。

- ① 実父母又は実祖父母のいずれかが現在石垣市に住民登録され、引き続き住所を有する場合
- ② 次の試験区分を受験する場合
ア) 行政職（臨床心理士対象） イ) 土木技術職 ウ) 建築技術職 エ) 保健師職

4 次のいずれかに該当する者は、受験できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 石垣市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はそれに加入した者

5 試験の方法及び内容

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について実施します。

(1) 第一次試験

※場所：石垣市健康福祉センター

試験区分	種 目	内 容	時 間
全試験区分共通 (消防職除く)	検 査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応力などの特性をみる	11時50分～12時10分 (20分)
上級行政職	教養試験	大学卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)
	専門試験	憲法、行政法、民法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学・金融論、社会政策（社会福祉や社会保険などの社会保障と雇用）、政治学・行政学、国際関係、社会学・教育学から8分野40問選択	13時30分～15時30分 (2時間)
中級行政職	教養試験	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)
初級行政職	教養試験	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)

行政職 (臨床心理士対象)	教養試験	大学卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)
	専門試験	憲法、行政法、民法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学・金融論、社会政策（社会福祉や社会保険などの社会保障と雇用）、政治学・行政学、国際関係、社会学・教育学から8分野40問選択	13時30分～15時30分 (2時間)
行政職 (身体障がい者対象)	教養試験	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)
土木技術職	教養試験	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)
	専門試験	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工	13時30分～15時00分 (1時間30分)
建築技術職	教養試験	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)
	専門試験	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工	13時30分～15時00分 (1時間30分)
保健師職	教養試験	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)
	専門試験	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論	13時30分～15時00分 (1時間30分)
保育教諭職	教養試験	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)
	専門試験	社会福祉・子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健	13時30分～15時00分 (1時間30分)

消 防 職	教養試験	高等学校卒業程度の時事、社会・人文に関する一般知識（自然に関する一般知識除く）及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	9時20分～11時20分 (2時間)
	消防適性検査	消防職員としての適応性を性格的な面からみる	11時50分～12時10分 (20分)
	体力試験	職務に必要な体力等について試験を行います。 男子：懸垂、800m走、上体起こし、立ち三段飛び、立位体前屈 女子：ぶら下がり、800m走、上体起こし、立ち三段飛び、立位体前屈	14時30分～ 【会場】 ※石垣市中央運動公園 陸上競技場

(2) 第二次試験

試験区分	種 目	内 容	備 考
全試験区分 共通	作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについての記述試験を行う	試験日、集合時間及び試験会場は、第一次試験合格者に直接通知します。
	口述試験	個別面接試験を行う	

※消防職の第一次試験合格者は、公務員用健康診断書を第二次試験日に提出してください。

6 給与等の例

採用時における給料はおおむね次のとおりです。(令和2年4月1日現在)

- ・上級(大学卒程度) 182,200円
- ・中級(短大卒程度) 163,100円
- ・初級(高校卒程度) 150,600円

このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じ支給されるほか、期末・勤勉手当が支給されます。なお、職歴等がある場合、内容に応じて給料の加算調整が行われます。

7 勤務時間・休憩等

勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までで、月曜日から金曜日までの週休2日制。ただし、消防職等勤務体制が異なる部署もあります。

休暇については、1年に20日の年次有給休暇のほか、各種特別有給休暇があります。

8 条件付採用について

地方公務員法第22条第1項により、採用後6か月間は条件付採用となります。この間、その職務を良好な成績で遂行したときにはじめて正式採用となります。

9 申込方法

(1) 申込書等の配布方法及び配布期間

① 配布方法

直接受け取る方法	石垣市役所総務部総務課人事係（2階）にて配布します。
ダウンロードで入手する方法	石垣市ホームページ (http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/) より受験申込書等の様式をダウンロードできます。 ○申込書：A4の白紙に印刷してください。 ○履歴書：B4の白紙に印刷してください。 ○受験票：官製（又は私製）はがきに印刷してください。 ※ 私製はがきの場合必ず63円切手を貼付してください。 ※ 用紙サイズが、上記指定のサイズと違うものは受付できませんので、ご注意ください。
郵便で請求し、入手する方法	封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、140円分の切手を貼付した返送先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズ）を同封し、石垣市総務部総務課人事係宛て送付してください。 （〒907-8501 石垣市美崎町14番地） ※なお、この場合、郵送に要する往復の期間を考慮の上、請求してください。

② 配布期間

上記いずれも 令和2年7月20日（月） ～ 令和2年8月3日（月） まで
※直接受け取る場合、土・日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受験申込方法

① 受験申込先 石垣市役所総務部総務課人事係（2階）

- ② 提出書類
- ・受験申込書 1部
 - ・自筆の履歴書 1通
 - ・受験票（はがき）1通
 - ・行政職（臨床心理士対象）については、資格の写し
 - ・土木技術職及び建築技術職のうち、資格を有する者は、その写し
 - ・保健師職及び保育教諭職については、資格、免許等の写し
 - ・行政職（身体障がい者対象）については、身体障害者手帳の写し

- ※ 上記各資格、免許等を取得見込みの場合は、取得後すみやかに提出してください。
- ※ 土木技術職及び建築技術職のうち、専門課程を履修した者（履修見込みを含む）については、受験申込時の証明書類の提出は不要ですが、履修状況が分かるよう学部学科等の名称を履歴書に明記してください。
- ※ 受験資格がないことが判明した場合は、虚偽の申込みとみなし、本市の採用試験を受験することができなくなります。

③ 受付期間 令和2年7月20日（月） ～ 令和2年8月3日（月） まで
（土・日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

- ※ 受験申込書の受付締切後は、いかなる理由があっても受付はいたしません。
- ※ 代理人による窓口での申込みが可能です。
- ※ 郵送の場合、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、簡易書留にて送付してください。
簡易書留以外は受付できませんのでご注意ください。
送付先： 〒907-8501 石垣市美崎町14番地 石垣市役所総務部総務課人事係 宛て
令和2年8月3日（月）の消印があるものまで受付します。
郵送申込みの場合は、受験票の表面に63円切手の貼付が必須です。官製はがきに印刷したものでも可。窓口申込みの場合は、切手の貼付は不要です。

(3) 受験票の交付

- ・ 受験申込書を受理された者には、受付時窓口にて受験票を交付いたします。
- ・ 郵送申込者には、後日受験票（はがき）を郵送いたします。

10 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

第一次試験及び第二次試験の結果を総合的に判定し、最終合格者を発表します。

(2) 第一次試験及び第二次試験合格者について

	日 時	場 所
第一次試験合格者の発表	令和2年10月9日（金）午前10時	石垣市役所玄関前に受験番号を掲示するほか、合格者へ通知します。
第二次試験合格者の発表	令和2年12月下旬	

- ア) 受験者からの電話による合格・不合格の確認には一切応じられません。
- イ) 石垣市のホームページでもご覧いただけます（ただし、上記の日時以降）。

- ① 合格者は試験区分ごとに作成される「石垣市職員採用候補者名簿」に登載され、各任命権者からの請求に応じて、採用者を決定いたします。
- ② 合格者の数は、年間の採用予定者に採用を辞退する者等を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者となり、合格しても採用にならないことがあります。
- ③ 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿の登載の日から1年間です。
- ④ 資格取得見込みの者で、令和3年3月31日までに資格取得できない者は採用される資格を失います。

- ※ 第一次試験及び第二次試験ともに、各合格者発表後、成績開示請求ができます。
開示請求できるのは、不合格者本人のみです（代理人等による請求不可）。
詳細（開示要件等）は総務部総務課人事係まで（石垣市役所2階）。

11 第一次試験に関する注意事項

- ① 受験票は、忘れずに持参してください。
- ② 試験は、午前9時20分に開始します。午前9時までに入室してください。
- ③ 試験会場への自家用車の乗り入れは禁止します。
- ④ 試験会場での喫煙は禁止します。
- ⑤ 問題の解答は、HBの鉛筆を使用して解答用紙にマークさせるマークシート方式です。
- ⑥ 試験中は携帯電話等の電子通信機器の使用は禁止します。

【試験会場案内図】

○会場：石垣市健康福祉センター



(注)【暴風雨時の対応】

試験当日、台風が来襲し暴風警報が発表された場合は、試験実施日を令和2年10月18日(日)午前9時20分に延期します。試験の実施に関することについては、下記にお問い合わせください。

石垣市総務部総務課人事係 0980-82-1216